

綱領

一、政治

一、治安維持法、治安警察法其他一切の無產階級運暴壓法令の撤廃。

三、司法權警察權の侵害に対する國家の即時補償。

四、軍備の徹底的縮少。

五、一年兵制の実施並に徵兵に対する家族の經濟的窮乏に対する國家保護。

六、民衆を軍國主義化する一切の政策に対する反對。

七、殖民地民族の教育及び職業に関する一切の制限の撤廃。

二、財政

八、生活必需品の消費税及ぶ關稅の撤廃。

九、地租家屋税、資本利子税、營業税所得税相續税の高率累進賦課。

十、高率累進賦課の創設。

三、經濟

六、肥料農具の生産配給に対する耕作者監督権の獲得。

七、農産物水産物の災害による耕作者漁業者窮乏に対する國家の補償。

八、主要食料品の價格公定制度の確立。

四、労働

九、團結権、罷業権の確立。

十、團体契約権の獲得。

六、八時間労働(一週四十四時間)の確立。

但し、礦山労働者六十時間(一週三十三時間)

七八歳未満の労働者の六時間も超ゆる労働禁止(一週三十三時間)

十六六歳未満の少年労働並く女子の夜業坑内労働及び危險作業の禁止。

九、最底賃銀制定。

十、同一労働に対する同一賃銀の支拂(性、年齢、人種による區別の禁止)

十一、労働請負制度、徒弟制度、其他一切の封建的労働制度の撤廃。

十二、労働災害並く職業病に対する疾病補償及び予防の完備。

十三、失業中の標準生活費用國庫支辨。

十四、労働組合による職業紹介機関の管理。

十五、工場法礦業法、海事關係諸法規並く官營工場、職工規則の改正。

五、社會

十六、無産者、老廢者、婦孺及幼兒扶養、國庫負担。